

令和 7 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月11日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和7年12月11日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第98号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第99号 江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第102号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
のうち  
健康こども部  
の所管に属する事項
- 議案第107号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第108号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第109号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第111号 江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定の期間の変更について
- 議案第112号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第113号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第114号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）  
第1条 歳入歳出予算の補正のうち  
ふくし部  
健康こども部  
の所管に属する歳入歳出  
教育部

の所管に属する歳出

第4条 債務負担行為の補正のうち

高齢者生きがい活動センター指定管理料

中央コミュニティ・センター指定管理料

保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業

医療的ケア派遣手数料

放課後児童支援員補助人材確保事業

議案第115号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

行政視察報告書について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長 牧野行洋君

副委員長 伊藤吉弘君

委員 掛布まち子君

委員 大藪豊数君

委員 片山裕之君

委員 石原資泰君

委員 長尾光春君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長 中野裕二君

議員 堀元君

議員 三輪陽子君

議員 岡地清仁君

議員 須賀博昭君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 石黒稔通君

議事課長 間宮徹君

主査 伊藤典子君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

教育長

高田和明君

ふくし部長	酒 井 博 久 君
健康こども部長兼こども家庭センター長	
	安 達 則 行 君
教育部長	松 本 朋 彦 君
地域ふくし課長	石 田 哲 也 君
地域ふくし課主幹	大 矢 幸 弘 君
地域ふくし課副主幹	安 藤 和 仁 君
介護保険課長	栗 本 真由美 君
介護保険課主幹	影 山 壮 司 君
ふくし支援課長	稲 田 剛 君
ふくし支援課主幹	土 谷 武 史 君
ふくし支援課副主幹	大日向 仁 志 君
保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	岩 井 貴 臣 君
こども未来課長	向 井 由美子 君
こども未来課指導保育士	村 田 志 穂 君
こども未来課主幹	大 脇 宏 祐 君
こども未来課副主幹	中 山 享 哉 君
こども未来課副主幹	千 田 尊 義 君
子育て支援課長	長谷川 崇 君
子育て支援課主幹	加 藤 あかね 君
子育て支援課副主幹	高 田 昌 治 君

健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	野 中 俊 之 君
健康づくり課副主幹	葛 谷 美智子 君

教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長

	仙 田 隆 志 君
教育課管理指導主事	長 岡 晃 臣 君
教育課主幹	源 内 隆 哲 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君

学校給食課副主幹	宇佐見 裕 二 君
----------	-----------

生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵 君
生涯学習課主幹	前 田 昌 彦 君
生涯学習課副主幹	石 垣 恵 子 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

	稲 波 克 純 君
スポーツ推進課副主幹	岡 地 孝 浩 君

○委員長 皆様おはようございます。

ただいまから厚生文教委員会を、少し定刻より早いですけど皆さんおそろいなので開会いたします。

先週、初雪、初降雪ということでテレビに取り上げられるぐらい気温が非常に一気に下がりました。それで体調を崩される方も私の周りにちらほらいますので、皆さんも体調管理にはお気をつけいただきたいと思います。

市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

今日の新聞によりますと、国のほうの補正予算も来週には追加をするというようなことを言われております。そこにうたわれておりますガソリンの暫定税だとか、軽油もそうでありますけども、地方に影響する部分については極力、地方には迷惑をかけないようにというようなことも市長会のほうとして申入れをしております。先月末のところで片山財務大臣とお話をしたときに、そうしたような話について地方には迷惑をかけないというようなことは確約をいただいているところであります。

そして、さらに今度補正予算のところに入ってはきますけれども、重点支援の地方交付金についてはこれまでにない規模で応援をしていくというようなことで、早速地方としても、まだ数字は来ておりませんが対応していこうということに決めておりますのでまた議員の皆さん方も、上程をされてきましたら、臨時会になろうかと思っておりますけれども、ぜひよろしく願いをしたいと思っております。

去る11月27日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第98号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをはじめ11議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

今回は7議題ですね。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう議事運営に御協力いただくようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構です。

---

### 議案第98号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長 最初に、議案第98号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 それでは、議案第98号について御説明申し上げますので、議案書の7ページをお願いいたします。

令和7年議案第98号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、児童福祉法の一部改正に伴い制定する必要があるからであります。

はねていただきまして、8ページから17ページに条例案を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願います。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　少し確認の意味を込めて質問をさせていただきます。

本会議でもちょっと出たんですけれども、8ページの第2条の第1項の第5号で、乳児等通園支援事業ということで、この事業なんですけれども、この事業を利用できる子供はどのような子供が対象となるのか教えてください。

○こども未来課長　第2条第5号で規定しております乳児等通園支援事業の利用できるお子様についてでございますけれども、対象年齢としてはゼロ歳6か月から満3歳未満の乳児または幼児であって、保育所や認定こども園等に入所していない子供が利用対象となるものでございます。

○伊藤委員　分かりました。それで、一時預かり事業や乳児発達支援事業を利用している子供は、誰でも通園支援制度の利用対象となるのでしょうか。

○こども未来課長　この制度を利用できる対象のお子様は、年齢とあと施設に入所していないお子様が対象ということになりますので、今御質問がありました一時預かりですとか障害児通所とかを使ってみえるお子様も対象になるものでございます。

○伊藤委員　分かりました。あと、10ページの第7条、これは第1項から第4項までに安全計画が出てくるんですけども、内容は第1項に書いてあるんですけども、これは新たに事業所が作成を義務づけられたものですよ、確認です。

○こども未来課長　保育所等の児童福祉施設は国が定める基準に従いまして安全計画とかを策定することが義務づけられておりまして、今回新たに創設します乳児等通園支援事業につきましても児童福祉施設での実施ということになりますので、安全計画の策定が義務づけられるものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点です。

12ページの第16条の第1項の第4号、これは乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日とあるんですけれども、これは事業所が単独で決めるものなんでしょうか、市が関わってくるものなんでしょうか。

○こども未来課長　この制度におきましては、提供日数とか時間等についてのどのような受入れができるかということを経営者と市が相談しながら決めていくものでございまして、主体的には、事業所のほうが職員配置ですとか安全配慮の上でどういったことができるかというのを御提示いただきながら、市と協議しながら決めていくものとなっております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　まず9ページの第3条の第2項のところに、市は最低基準を常に向上させるように努めるものとするところとあるんですけれども、具体的な最低基準というのは何条に規定されているのでしょうか。

○こども未来課長　最低基準としては第3条の第1項のところで、衛生的な環境において素養があり、訓練を受けた職員がこの事業を提供することにより、利用している乳児または児童が心身ともに健やかに育成されることを保障するような基準でということ規定しているものになります。

○掛布委員　今のは抽象的な基準なんですけど、そうじゃなくて具体的に、いわゆる提供する部屋の広さであるとか提供する人員、子供何人に対して何人の保育士、あるいは保育士資格がある人は何人とかそういったのはずうっと先のほうの、第21条、第22条にあるのかなと私は思ったんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○こども未来課長　今委員おっしゃられるように、こちらの条例の中で規定しております設備の基準ですとか職員配置、この全体の条例で定めているものが最低基準になりますので、それをまずは守っていただきながら、この基準だけでオーケーというわけではなく、もしそれ以上の設置がされている場合はそれを下回らないようなとか、あとは向上するように努めるようにこの第3条のところで規定しているものになります。

○掛布委員　今回、13ページの第2節一般型乳児等通園支援事業というのと

第3節という余裕活用型、ページ数でいくと16ページの一番下段にあります。余裕活用型乳児等通園支援事業というふうに、一般型か余裕活用型かという両方の規定が設けられているわけなんですけど、いわゆる一般型だと別室、専用室があってそれなりの定員をちゃんと設けてそこに配置する保育士を別途雇用してやっていく、通常の保育とごちゃ混ぜにならないように今の一時保育と同じようにやっていくのが一般型なんですけど、それと違う第3節にある余裕活用型というのは空き定員の範囲内で受け入れていくということなんですけど、事前にいろいろお話を伺う中では一般型というのは江南市として無理なので余裕活用型でいく方向で事業者、ぼっぼ園とかと調整されているというのを伺ったんですけども、本会議の議案質疑の中でそういった話は全く出てこなかったもので、どういうことなのかなというのをちょっと確認したいんですけど。

- こども未来課長　　今回議案でお出ししておりますのが乳児等通園支援事業を認可する上での条例制定とあとは確認をしていく上での条例の創設ということで上げさせていただいている内容になっております。今回、一般型で行うのか余裕活用型で行うのかにつきましては創設の条例制定をしていただいた後に事業所から認可の申請とかがあった際にどういう形で実施していくのかというものの申請が出てくるものにはなってくるかと思えます。

今回は、条例の中身としては、市としては、一般型も余裕活用型も認可の申請があった場合には認可の基準としてこういったものを制定していくものとして今回は上げさせていただいているというところになります。

- 掛布委員　　業者として申請をしていく場合に、条例上は両方うたわれているんですけども、実際に市が何をやろうとしているか、どういう方向でいこうとしているかというのが見えないと申請もできないんじゃないかと思うんですけど、例えば民間のぼっぼ園などをお願いしていこうという場合、一般活用型でいくとするならば市としては手厚い予算措置をして特別の保育士を民間が雇えるように、特別の部屋も用意できるような予算措置をしてあげるよということを示しながら事前の折衝というか協議をしていかないと、どういうふうに行くか、余裕活用型なのか一般型なのか分からない状態では業者としても申請もできないんじゃないんでしょうか。

○こども未来課長　この制度につきましては令和6年度に試行で行っておりまして、令和7年度が制度化に向けてということで準備を国が進めている中身になります。実際、今検討会議の中でも試行的にとか、今年度実施している団体の中からも、今が給付制度ではなく補助制度ということで委託業務とかで今、実施されているものになっておりまして、その中での経費負担について実施している自治体からもいろんな御意見は出ている中で国が今検討している状況でございます。その中でも、経費について今後、来年度給付になってまいりますので、こういった公定価格にするですとか利用者負担をどうしていくかというのはまだ、12月末頃に国が示すということですので、具体的な数値的な提示が今は市としてもできてこないというのが現状でございます。

あとまた、検討会の中で出されている意見を聞きますと、一般型でやってみるところにおいても定員が埋まらない中での運営経費の負担の部分についての御意見も出ておりますので、今後こういった実施方法で事業所のほうに進めていくのか、まずは余裕活用型で進めていただいた上でニーズとかも把握しながら市として一般型に広げていくとか、そういったものはまた運営をして実際にこういったニーズになっていくかというのも把握しながら進めていくものだと考えているところでございます。

○掛布委員　余裕活用型でやるか一般型でやるかというのは事業者が決めるのではなくて江南市として決める、そういうふうに解釈すればよろしいですか。

○こども未来課長　認可は市ですので、まずは事業者がどのような形で入園支援事業を実施することができるかというのを御検討いただいた上で、市と相談していただくという流れになってまいりますので、市が一般型でお願いしますというふうで申し上げるものではございません。

○委員長　ほかに意見は。

○片山委員　2点だけお聞きしたいんですけども、まず1点目が第10条にあるんですけど、自己研さんに励んで研修を確保しなくちゃいけないという話なんですけども、この研修に関して具体的にこういった項目の研修を行うのかというのとか、あとは頻度とかがもし分かれば教えてほしいというのとそ

れに対する市の支援は今あるのか、もしなければ今後市の支援というのを検討できるのかという、これをまず教えてください。

○こども未来課長　内容につきましては、この実施が実際は保育所ですとか小規模保育事業所ということで、そういったところで実施していただくものを想定しておりますので、保育士として保育をしていく上で必要な研修とか、保育士資格を持ってみえる方前提の場合でも資質の向上ということで事業所のほうで職員の研修などを実施していただくものに努めなければならないということで努力義務で規定しているものでございますので、乳児等通園支援事業だけについて研修を行うというよりは保育する上での研さんということをしていただくということで決めているものでございまして、あと、何回やっていただくとかそういったものを具体的に市のほうで今提示するということは、特段考えてはいないところでございます。

○片山委員　あと市の支援というのは何かありますか、今現在。

○こども未来課長　特段、補助金を出したりとかそういうことはないんですけども、必要に応じて、今園のほうでは月1回園長会議を行っておったりしますので、その際に情報提供とかはしているところです。

○片山委員　ありがとうございます。

もう一点、第21条に書いてある施設のなところなんですけど、幼児1名につきという面積の関係なんですけど、3.3平方メートルとあと1.98平方メートルという表記はされているんですけどもこれは今現在、これは前からあったやつなのかな。これは現在、既存施設で満たせていない施設はあるんですか。もし満たせていない場合もあるのであれば経過措置があるのかなというところをお聞きしてよろしいですか。

○こども未来課長　保育所とか県の認可で行っている施設ですとか、あと、今回布袋駅のほうで開設しております小規模保育施設について、市の認可施設なんですけれども、そちらの面積基準についてもここで掲げている基準と同じものを掲げておりますので下回っているところはないという認識です。

○片山委員　了解です。以上です。

○長尾委員　ちょっと1つ、身も蓋もない質問を先にさせてもらいたいんですけど、今回条例化するものの内容なんですけど、これって国の省令でもう

既にあるじゃないですか、各自治体で条例化されるまでは国の省令、基準を使っていいですよというか使いなさいと書いてあるんですけど、要は、中身で文章を一字一句突き合わせたことはないので違いが分からないんですけど、国の基準で定めてあるものと今回条例化するものでどこか違いってありますか。

○こども未来課長　今回の条例ですけれども、国が定めた基準に従うべき基準と、あとまたそれとは別に国の基準を基に参酌で、市で決められる基準とがございまして、前提としては参酌についても国の基準どおりの制定でつくっているものになります。

○長尾委員　ということで、結論的には中身は同じということによろしいですか。

○こども未来課長　全体としては同等なんですけれども、先ほど片山委員の中で、第21条の設備基準というところの中で乳児室と匍匐室の面積、こちらは国の基準は1.65平方メートルなんですけれども、愛知県の基準、定める基準は3.3平方メートルですので、国の基準よりはそこは少し上回っている基準として、参酌基準の中で市は3.3平方メートルで制定させていただいております。

○長尾委員　ありがとうございました。基準がよりよいほうになっているということで、じゃあ、設定する意味があるなあということで。

では、中身について確認させてもらいたいんですけど、実際に基準ということがあるのはいいんですけど、その中の運用面についての話になるんですが、まず、12ページにあります苦情への対応とあって、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないということで、事業者側には窓口があって受け付けると思うんですけど、要は何か、事業者の問題の苦情を事業者に直接言うというのでその内容が逆に市にどうやって伝わってくるのかという話と、市からまた是正措置、指導と第2項に書いてありますけどその辺の運用というのは、あと直接市に、直接窓口には事業者に対する苦情を言えるような窓口とかを含めて、どういう運用がされるのかというのを教えていただけますか。

○こども未来課長　まず苦情への対応についてなんですけれども、現在も、

保育所ですとか小規模の施設については第三者委員の設定ですとか苦情の申立先を決めた上で掲示とか掲げるということは、基準としてございます。また、その苦情の内容についてということなんですけれども、市としましてはこちらは認可、確認は市が行う施設になっておりまして指導、監督、勧告、命令も行える立場にございますし、監査ということで中に入ることもございますので、監査の際とか、今、保育所も県の監査を受ける際に苦情の申立件数が何件ありましたかとか、その中身も状況に応じて確認する立場にはございますので、今回の乳児等通園支援施設についても同様の立場ということで行っていきたいと思っております。

○長尾委員       では10ページを見てください。先ほど伊藤委員からも少し話があった安全計画の策定ですけど、事業所ごとに作成するというんですけど、これを作成した後に市でチェックってされていましてでしょうか、事業所ごとに独自のものだったっけ、どちらでしたか。

○こども未来課長       この安全計画、こちらも児童福祉施設ですので制定が義務づけられておりまして、今回実施する、もとの例えば小規模で作った安全計画の中に乳児の部分についての安全も追加で規定することは可能になっております。中身の確認ということなんですけれども、実際、市が中身についてということで何か指示とかはないんですけれども、先ほど申し上げた指導とか監査のタイミングでは確認をさせていただくということになってまいります。

○長尾委員       ありがとうございます。

では続けて、最後になります。第8条の第2項のところの自動車を運行する場合の所在の確認という話になってくるんですが、よくある夏場の閉じ込めに対する対応で「ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、」と書いてありますけど、これについて当然備えるというのが書いてあるんですけど、特に罰則規定とか、既存事業者への遡りで設置をしろとかというようなそれに関する話はどこにもないんですけど、これ新規で申請する場合にしかないんですけど、既存施設とか既存の車両についての対応というのはどのような扱いになるかというのは分かりますか。

○こども未来課長       こちら認可の際にどういった実施ができるかという中

で、乳児の送迎ですとか、あと、戸外に行く際にこういった通園支援事業のお子様についても御利用するという申請が出てきた場合にはその中身についても確認させていただくものになっております。近年、通園バスの中での痛ましい事故とかもございましたので、こちらについてはこの入園支援事業だけに関わらず、今の小規模ですとか保育所についても同じ内容が課せられておりますので、認可申請の際、また監査の際にもそこは見ていくものと思っております。

○長尾委員      ありがとうございます。

○委員長      ほかに質疑はありませんか。

○大薮委員      おはようございます。

調べていたら3つぐらい課題があるなと思って、それについてじゃあ江南市の取組ってどうなっているのかなということで、先に3つ言っちゃいますので、まず1つ目が人手不足、これは江南市も御多分に漏れず人手不足なわけですよ。その人手不足の中で現場が混乱してしまわないかな、結果的には事故に対するリスクってどのようにお考えかということですよ。

それから2番目に、実態はこれは一時預かりですよ、異なる施設を転々とさせられるケースというのは考えられないかどうか。同じ施設、なじみのあるところへちゃんと通わせていただけるようなそういうような想定はされてみえるのかどうか。

3つ目が、制度が非常に複雑です。使える施設も多様化していますし、そういう中で実際そこへちゃんとたどり着ける、お母さんがきちっとできるのかどうか。中には知識が、内容がよく分からないとかでそこまでたどり着けるのかどうか、その辺の配慮はどのようにされるのか、この3つだけお答えください。以上です。

○こども未来課長      まず人手不足による現場の混乱のリスクなんですけれども、今回、認可申請の際にどういった、今の一般型なのか余裕活用型なのか、またそれに対する職員配置も提示はさせていただくこととなっております。その中で、もし人手不足とかで予定の人数に満たないという場合については、事業所のほうでこの曜日に何人預かれるというところもコントロールはできるものでございますので、人手がない中で、安全配慮が保てない上での実

施についてはしていただかないようなことも見ていきたいと思っております。今回の乳児通園施設は事前に面談等も行っていただく必要があるものになりますので、利用者においては施設の職員と小まめにそういった状況ですとかお子さんの特性ですとか、そういったものも施設と面談していただきながら利用に進めていくものでございます。

あとまた、今試行的に実施している自治体においては特定の曜日を利用するコース、コースというといかんですけれど、この曜日だけこの子は使いたいとかそういう利用の受付をやっている自治体もあつたりしますので、今後どういう実施方法になっていくか、またどれぐらいの人数がこの制度を利用していくかにおいて、また事業所ともこういったやり方でより支援につなげていくのかということも協議しながら進めていくものだと思っております。

また、この制度の利用者が利用したいときに、どうこの制度にたどり着けるのかということなんですけれども、まず先に、これは利用の認可を取っていただくものになってまいります。仮にそれをせずに施設のほうに利用の申請をした場合についても、事業者のほうから認可手続とかそういったものもやっていただくようにこの条例の中でも規定はされております。

あとまた、利用者の方にこういった事業があるよということは周知が必要だとは認識しておりますので、今回条例をお認めいただいた後、実際に事業所とかが認可で決まってまいりましたら、またホームページやメールでの配信に加えて、なるべく早期に広報などでも周知を図りながら利用いただける方へ啓発なども行っていきたいと思っております。

○大藪委員　　とか何とか言いながらも、もう4月というのはあつという間に来ます。実際これって、私の周りでも小さいお子さんをお持ちのお母さん方が非常に気にはなっているんですけど内容がよく分からない。だから、どう利用できるのかというのがよく分からないというところがあるので、まず1つ要望としては、江南市としてしっかりそういったお母さんに細かく行き届くようにしていただきたいということをお願いして、もう一個だけ質問。

食事の手当てがこれはあるんですか、今回のこの中には。一応書いてあつたんですけど、それについて分かる限りで結構ですのでちょっと教えてください。

○こども未来課長 食事の提供については、実施するしないは事業所の状況に応じて決定できるものでございます。

実施する場合について、例えばお弁当を持ってきていただくのか、それとも自園で調理したものの提供になるのかというところも、また重要事項の提示の中でどういったやり方でこの事業所はやっているということも面談の中で提示、説明する必要が規定されておりますので、その部分についても実際に利用される前には説明を受けていただくということになってまいります。

○大藪委員 ということは、例えば昼間帯でお子さんを預かる場合に食事の提供は、ここはあるんですか、ここはないんですか、ここは弁当ですか、それとも提供がされるんですかというのは事前に分かるという理解でいいですか。

○こども未来課長 こちらを利用していただく際に国の総合支援システムというところで、御利用の際にどこの施設を使いたいかということを利用者が検索して調べていただく、そこで面談の予約も進めるという制度になっておりますので、そういったページの中でこの施設、何曜日がやっている事業所ですとか、お昼の提供の有無ですとかそういったところについても提示がされておりますので、そこでまた閲覧していただいて御選択をいただくということになってまいります。

○大藪委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第99号 江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

○委員長 続いて、議案第99号 江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 それでは、議案第99号について御説明申し上げますので、議案書の18ページをお願いいたします。

令和7年議案第99号 江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い制定する必要があるからであります。

はねていただきまして、19ページから30ページに条例案を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 相対的に聞かせてもらいます。

本会議の中で、保護者は市に利用申請して市は申請内容の審査を行うと、そうした答弁があったと思うんですけども、申請内容の審査とは主に何を審査するんですかね。

○こども未来課長 審査内容ですけれども、こちらの施設は、先ほど御答弁申し上げたように対象年齢ゼロ歳6か月から満3歳未満のお子様で保育所等の施設を利用していない方が利用の対象となってまいりますので、審査といたしましては、利用したいお子様の対象年齢が制度に合致しているかどうか、そういう保育所等とかに入所していないというような内容の審査を行うものでございます。

○伊藤委員 分かりました。基本的な審査ということですね。

あと、独り親家庭や家庭環境に課題がある家庭などの、配慮が必要な子供についてなんですけれども、これは優先的に利用することが可能になるんでしょうか。

○こども未来課長 独り親家庭の方とかについてなんですけれども、こちら21ページの第6条にあっせん及び要請に対する協力という項目がございます。こちらは、事業所は市町村が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力をしなければならないということを規定しておりまして、内容としては、配慮が必要な家庭のお子様とかの利用に際しては、市町村が事業所に依頼するなどの利用の要請を行った上で、事業所のほうに行うというような協力を求めることができるという規定になっておりますので、今御質問の独り親家庭の方ですとか家庭環境の方については、ここの条項に応じて市のほうが要請をしていくものでございます。

○伊藤委員 分かりました。優先的に利用することができるということで理解させていただきました。

最後なんですけれども、今後のスケジュールとか市民への周知方法、これをちょっと教えてほしいです。

○こども未来課長 先ほど少し御答弁申し上げたんですけれども、今回上程しております条例をお認めいただきました後に、事業所がこの条例の内容に応じて認可の内容を、申請していただくものでございます。その認可については、認可の申請の内容は、児童の保護者その他の児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないと定められておりますので、審査の内容について、江南市の子ども・子育て会議の中で御意見を賜った上で、問題がなければ市がその事業所の認可を行っていくということになってまいります。また、併せて、事業所で利用できる定員についても同じく子ども・子育て会議の中で諮る必要がございますので、認可の内容及び利用定員について子ども・子育て会議でまた年が明けた後に会議の中でまずお諮りして、オーケーであれば事業所の認可、それとあと市の確認も事業所に対して行ってまいります。

あと、市民への周知ということなんですけれども、今の事業所の決定を踏まえまして今年度末までには、まずはホームページやメールなどで周知も行

ってまいりたいですし、あと広報にもなるべく早期に記事の掲載ということで、市民向けの周知は図ってまいりたいと思っております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○片山委員 1つだけなんですけど、第4条のところでは面談というところがあって、私もちょっと違うような職種について面談とかをしょっちゅうしているんであれなんですけどね。この中の第1項の最後のほうに括弧をして、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む、ということは、これは遠隔面談みたいな、Zoomとかそういった面談のことですよ、恐らく。これはどういったものを使ってやっているのかなというのを教えてほしいんですけど。

○こども未来課長 今回のこちらの部分については委員おっしゃるとおりで、直接現地に赴かなくても、オンラインですとかそういったもので面談ということで、家庭の状況ですとかお子様の状況の聞き取りなどをネットを使ったりしながら確認することも可能ということで規定しております。

○片山委員 なるほど、そのシステムというかオンラインの何を使うかというのはそれぞれの事業所にお任せしているという形よろしいですか。

○こども未来課長 おっしゃるとおりでございます。

○片山委員 じゃあ関連で、その面談の内容というのは、私もいろんな面談をさせてもらっていて、内容を一応何を聞くというのはポイントがあるんですけど、どういった内容のことを聞きますか、やっぱり家庭環境のところメインで、ということですかね。

○こども未来課長 主には、お預かりするお子様に対して御利用時間の中でどういったお預かりで、例えばアレルギーを持ってみえるですとか疾病状況ですとかそういったものも含めて面談の中でお伺いしつつ、支援の中でどういった配慮というか、保育運営の中でどういった提供をしていくのがベストなのかということも面談の中でお伺いするものでございます。

○片山委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 20ページの第3条のところの1時間当たりの利用定員、1月当たりの利用定員を定めなければいけないように書いてあるんですけども、一

般型の場合だったら定められると思うんですけども、余裕活用型の場合はこれを定めるというのは実際困難じゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

- こども未来課長 委員おっしゃられるように、余裕活用型の場合ですと小規模とか保育所の場合は市のほうで入所の決定をしまいらいますので、決定が出るのが、大体1か月前の上旬ぐらいにその次の月の入所人員が決まっています。その入所の人員を踏まえた上で余裕のある人数ということを出算することになりますので、その都度その都度、1月当たりの利用定員は変動するものと考えております。
- 掛布委員 もう一点、21ページに先ほど来質疑がありましたけども、どの子を、要するに利用希望の中で、例えば障害児だからとか独り親だから優先して利用したいわというような場合、第6条で市町村があっせん、要請して、それに事業者はできる限り協力しなければならないというのがあるんですけども、実際、市町村というのはどんな場合でも市町村が間に入って利用調整みたいなあっせん、要請をするんだというふうには読み取れないんですけども、実際あっせん、要請を市町村がするというのは、特殊な保護者から訴えがあって入れてほしいというような特殊な場合だけという理解でよろしいですか。
- こども未来課長 今おっしゃってみえます障害児ですとか、例えば医療的ケア児につきましては職員配置の観点ですとか、あと対応できる設備があるか、そういった部分にも起因するものだと思っております。先ほど答弁しましたあっせん及び要請の部分につきましては、今想定をされている内容としては家庭に課題のある御家庭のお子様ですとか、あとQ&Aとかを見ますと独り親家庭の方についてというところの場合、御相談があった場合とかは市のほうから要請、あっせんというところで規定されているものになっております。
- 掛布委員 22ページの第12条ですけれども支払いというのがあるんで、本会議の議案質疑の中で第12条の第2項が上乗せ徴収ができるよ、第3項が実費徴収もできるよとあるんですけども、実際に利用者が自己負担を払わなくちゃいけないとか事業所は自己負担額を保護者から徴収できるという規定がど

これを読んでも私は読み取れないんですけども、事業者は利用者から自己負担額を徴収できるというのはどこかに規定があるんでしょうか。

○こども未来課長　　まず、この事業について、基準となる利用料ですとか国・県・市が負担する公費負担の公定価格についてはまだ示されてはいないものでございます。そちらの金額については国が基準として定めているものでございまして、それ以外のものとして、例えば食事の提供に際してかかった経費についてはこちらの第3項の中で、事業者は前2項の支払いを受ける額のほか提供される便宜に要する費用について次に掲げる費用の額の支払いを認定保護者から受けることができるという規定になっておりますので、あと、この内容についての金額は重要事項ということで事前に御提示して、面談の中で御説明もした上で御利用の予約というふうに進めてまいりますものでございますので、面談の中でこの内容や金額について御納得いただいた上で御利用をしていただくものでございますし、あと、ここで掲げてある金額についてはこの条例の中でも支払いを受けることができるということで決めておりますので、これにかかった部分を保護者に求めることができないわけではなく、逆にできるというふうで定めているものになります。

○掛布委員　　ちょっとよく理解できなかつたんですけど、要するに、第12条の第2項は上乗せ分を、要するに基準を超えて上乗せサービスというかその部分は徴収できますよ、食事代やバス代などの実費は別途徴収できますよなんですけども、通常、そういう上乗せとか実費がない基本的なサービスを受けた場合に、例えば今年度までの事業では1時間当たり300円とかを平均で取っているんですけど、保護者の自己負担分ですよ。それを事業者は保護者から徴収できるという規定が何かどこにあるのか、法律の中にそういうのがあるんでしょうか。

○こども未来課長　　今年度保護者が支払っております300円を標準として利用料が幾らというところは、今年度は示されているんですけども、来年度以降給付制度になったときの保護者が事業所に支払う金額とか利用料の設定の仕方については、うちのほうでもいろいろ調べたんですけども、まだ具体的には示されておらず、あと、その内容についても12月末頃までに示すというふうに通知が来ておりますので、今後利用料の中にこういった項

目のものが支払うものとして決められていくかというところについては12月末の国から示される通知でもって把握していくものと考えております。

○掛布委員　しつこくて申し訳ないんですけど、そうすると事業者が保護者から徴収する利用者負担額というのは事業者の判断で幾らに設定してもよしと、市としては関わらないよという、そういうことで決まっていくということなんですね。

○こども未来課長　まだ具体的に利用料の在り方とかが示されていない中なので確定的なことは申し上げられないんですけども、現在保育所等で行っております特定教育・保育につきましては、保護者の利用料につきましては国が定めた利用上限額というものが示されておりまして、その国の利用上限額以内で市が利用料を定めているものを事業所にお支払いするという制度設計になっております。

今回、乳児等の支援事業について特定教育・保育と同じような制度設計で示されるのかどうかについても、ちょっと12月末に示される公定価格や利用料の在り方がどのように決まってくるかによってその利用料、保護者が事業所に払うのか市のほうに払ってくるのかは、またその内容に従って行っていくというものになってまいります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　議案第98号、議案第99号だけでこれで約1時間ですよ。それぐらい複雑なんですよ。だから、お母さん方は本当に分からないというのが現状だと思いますのでしっかりやっていただきたいのと、ちょっと確認なんですけど、中国くらいだったらいいんですけど、ここ一国二制度あったらいかんと思うのが学校教育の場ではコンタミネーションといって持ち込みを全部禁止していますよね。こういった一時預かりだとか保育園というのは弁当とかを入れてコンタミネーションの考え方というのはないと考えていいんですか。これはもしあるならばお弁当も禁止、持ち込みも禁止ということになると思うんですけど、その辺はどのようにお考えか教えてください。

○こども未来課指導保育士　アレルギーがあった場合にお医者さんにどこまでがいいかというのを書いてもらってそれを持ってきていただくんですけども、コンタミネーション、そのラインの中に例えば牛乳が駄目となっても

違うところで牛乳を使っている、ラインの中で牛乳を使っているでもオーケーな人はオーケーだし、作られる過程の中で牛乳を少しでも取り扱っていたら駄目という方は駄目というふうできちっと書いてもらったものを出していただくことになっていまして、多少、例えば牛乳でしたら牛乳が、そのラインの中で使用されていてもうちの子は大丈夫というふうにお医者さんが判断されれば除去食になりますし、給食室の中でちょっとでも牛乳がそこで扱われるのが駄目となるとおうちから全て持ってきていただいてというふうには今はないので、多分同じようになっていくのかなというふうには思うんですけども。

○大藪委員　　ちょっと学校教育の場と保育園の場が、コンタミネーションの考え方が違うみたいで、本人の問題ではなくて学校教育の場は例えばふりかけを持ってくると空中を散布するふりかけの成分が……。

○委員長　　簡潔明瞭にお願いいたします。

○大藪委員　　簡潔明瞭に言っておる。成分が影響するというふうに言っていますが、その辺の考え方、観点でお答えいただきたい、お願いします。

○こども未来課指導保育士　　それもお医者さんの判断になってきます。

その子が関わっているお医者さん、かかりつけ医の判断になってきて、そこで調整しているんですけども、学校のように学校が決めているというよりもお医者さんの指示に従っているというのが実情なんですけれども。

○大藪委員　　お医者さんの指示というのは事前に分かった部分ですよ。そうじゃなくて、学校教育の場ではそうじゃなくて、たまたま持ってきたものが隣の人に影響を与えるというのはお医者さんの指示は後回しになりますよね。そういう場合の持込みについてはどのようにお考えか、学校教育の場では駄目と言っているんですよ。

○こども未来課長　　まず、御利用されるお子様もその周りにお子様も入園の際には、本当に免疫力の弱いとか体力的にも弱いお子様ですので必ずお子様の特性については施設が必ず聞き取りを行いまして、お子様のアレルギー状態ですとかそういったものは本当に事故が起こらないようにということで、つぶさに管理をしながら対応はしております。

今回の乳児等通園支援事業についても、そういった部分で給食の、食事の

提供ということとかお弁当の持込みというふうで、もし御利用になった場合にほかのお子様の状況も踏まえて保護者の方とも利用の際の注意事項ですとか、そういったところを協議をしてみたいと思いますので、そういったことがないよう、もしほかのお子様がアレルギー体質でとか少しでも乳が危ないということであればそこも踏まえた上で御利用の際はこういった注意点というの面談の際に展開をしていくものと考えております。

○大薮委員　　ありがとうございます。

　　ということはできているということですよ。もう保育園ではできていて今後もできるということですよ、そういうふうにするということですよ。

　　今のお話は、そういうふうになれば大丈夫だというふうに理解してもいいわけですよ。

○こども未来課長　　例えば先ほどの乳児等で使う際の重要事項の中でも、本当に短い時間の御利用ですのでお弁当の提供はしませんということも可能ですし、午前中だけの御利用とか午後だけの御利用で実施してまいりますという部分も、安全の配慮も必ず念頭に入れながら実施してまいります。

○大薮委員　　ありがとうございます。これで学校教育のほうにもお話ができますのでちょうどよかったです。ありがとうございます。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

　　暫時休憩いたします。

午前10時27分　　休　憩

午前10時27分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　議案第99号を採決します。

　　本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど大藪委員の途中で私は簡潔明瞭にと言ってしまいましたが、しゃべっている途中で言うのは、止めるのはやっぱり不適切だと思いますので、この場で謝らせていただきます。以後気をつけます。

---

議案第102号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
のうち  
健康こども部  
の所管に属する事項

○委員長 続いて、議案第102号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、健康こども部の所管に属する事項を議題といたします。

なお、審査方法ですが、こども未来課と健康づくり課が関係する議案となっているため、まとめて審査したいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 それでは議案第102号のうち健康こども部の所管に属する事項について御説明申し上げますので、議案書の37ページをお願いいたします。

令和7年議案第102号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、38ページから40ページには、江南市行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

また、41ページから46ページにかけましては、条例案の新旧対照表を掲げてございます。

健康子ども部の該当箇所を新旧対照表で御説明いたしますので、41ページをお願いいたします。41ページ下段から42ページ上段にかけまして、別表第1の7の2と7の3の項、42ページ下段から44ページ上段にかけまして、別表第2の7の2と7の3の項、46の項でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　41ページの別表第1の7の2というのと7の3ですけど、これは新規にということなんですけど、時間外保育の事務であったりとか、食事の提供、保育園の給食費への助成というのは今までもあったことなので、なぜ今新規に入れるというのがよく分からないんですけれども、説明してください。

○子ども未来課長　今回の改正ですけれども、43ページの46の項の旧のところを御覧いただきますと、下のところに地域子ども・子育て支援事業の実施というところで、旧のところでは別表第2に規定をしておったものでございますけれども、このたび子ども・子育て支援事業14事業が規定されている中で、市の独自事業として、別表、時間外保育と食の提供に関する費用の助成に関する事務は今申し上げました地域子ども・子育て支援事業の中の事務の一つでありまして、今回の条例改正に合わせて市の独自利用事務であります別表第1のほうで整理を図ったものでございます。以前は、旧のほうで別表第2の地域子ども・子育て支援事業の中の一つということで制定されていたんですけれども、別表第1のほうにこのたびの条例改正に合わせて整理したというところでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第107号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第107号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 議案第107号について御説明申し上げますので、76ページをお願いいたします。

令和7年議案第107号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

77ページをお願いいたします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

78ページには、江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休 憩

午前10時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第107号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第108号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第108号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 議案第108号について御説明申し上げますので、81ページをお願いいたします。

令和7年議案第108号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

82ページをお願いいたします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

83ページには、江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時51分　休　憩

午前10時51分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第109号　江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第109号　江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　それでは、議案書の84ページ、議案第109号　江南市放

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

85ページをお願いいたします。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、86ページに条例案の新旧対照表を掲げております。

以上で議案第109号の説明とさせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大薮委員　恐らくいろいろ話をしていると、人手不足というのがどうしてもやっぱり課題の一つとして出てくると思うんですけど、例えばこの運営の関係で。そういった質が低下することはないと思いますけど、一定のサービスの維持をするために、何か江南市的に工夫なさっているところがあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○子育て支援課長　放課後児童支援員のほうの人が足りなくて困っているということは、委員がおっしゃるとおりでございます。ただ、少ない人数の中でも質を確保していくためにやっていることと申しますと、支援員のほうでは今、特に障害を持った方とかの対応をすることが多くございますので、年に2回程度、専門の方を呼んで研修を行ったりとか、そういったことをして、少しでも支援員が対処する方法が分からなくて困るとか、親御さんも含めてですけど、そういったことに心労を抱えないように研修を行ったりしております。

○大薮委員　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時54分　休　憩

午前10時54分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第111号 江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の  
指定の期間の変更について

○委員長 続いて、議案第111号 江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第111号について御説明を申し上げますので、議案書の89ページをお願いいたします。

令和7年議案第111号 江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定の期間の変更についてでございます。

はねていただきまして、90ページに参考といたしまして変更協定書（案）を、91ページには指定管理料支払額内訳表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 議案書の91ページに指定管理料のこれまでの総額、また年度ごとの指定管理料の経緯があるんですけども、何か令和5年度と令和7年度に増えて減ってというかなりの変動が、令和6年度は減って、これは施設の移転の関係なののでしょうか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○地域ふくし課長 委員御指摘のとおり、令和6年度から今の旧保健センターのほうに中央コミュニティ・センターというところを移転しております。

令和5年度までは老人福祉センターと中央コミュニティ・センターを古知野町宮裏のほうでやっておりましたので、その施設規模というところの減少というところが指定管理料の減額のほうにつながっているものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時57分　休　憩

午前10時57分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第111号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第112号　江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について

○委員長　続いて、議案第112号　江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長　続きまして、議案第112号について御説明申し上げますので、議案書の92ページをお願いいたします。

令和7年議案第112号　江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

参考といたしまして、93ページから96ページに協定書（案）を、97ページには覚書（案）を、98ページから102ページには指定管理者の仕様書（案）を、103ページには指定管理料支払額内訳表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第112号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第113号 損害賠償の額を定めることについて

○委員長 続いて、議案第113号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 議案第113号について御説明申し上げますので、議案書の104ページをお願いいたします。

令和7年議案第113号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

なお、この解約金につきましては、補正予算で対応してまいります。

財源としまして、全額デジタル基盤改革支援補助金を充当してまいります。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員 補助金が充当されるということで、実際問題、江南市にとっての痛手というのは少ないというふうに思われるんですが、それでもやっぱり補助金、ほかの目的にも使われる予定のものをそこへ充当されたわけなので、例えば多少なりともこういった金額の交渉とかはされたかどうかということだけお尋ねします。それだけでいいです。

○介護保険課長 こちらにつきましては、標準化に合わせて解約をすることになったため、その解約に充てるものでございまして、特にほかに、このシステムについてほかで充当できるものがないという形で、今使っているものを標準化に合わせてガバメントクラウドを利用できるものに切り替えるという形で、今回、今使っているものを解約することに当たりまして、標準化が理由ということで充てることができるということで、それ以外のところで充てられるというふうには把握しておりませんので、こちらに充てていくものになります。

○大藪委員 ということは、私の理解としては、同じシステムを使っている犬山市とかそういったところも同じようにこういう解約金を支払って、大体金額的にも一緒に、例えば犬山市は交渉したから安かったとか、江南市はしていないから高かったとか、財政が大変だというときなので、そういうことははないというふうに理解していいですか。

○介護保険課長 こちらは犬山市も同じような形で契約をしておりまして、今回解約に当たっては同じような形で、あちらも解約金があるというふうに聞いておりまして、内容としましては、令和3年10月1日から令和9年9月31日まで長期継続契約しておりましたが、こちら令和8年3月31日で解約することになりますので、その残りの令和8年4月1日から令和9年9月31日までのリースの残りの分、こちらのほうを充てていくということで、考え方は一緒というふうに把握しております。

○大藪委員 分かりました、オーケーです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第113号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第114号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第4条 債務負担行為の補正のうち

高齢者生きがい活動センター指定管理料

中央コミュニティ・センター指定管理料

保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備  
事業

医療的ケア派遣手数料

放課後児童支援員補助人材確保事業

○委員長 続いて、議案第114号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部の所管に属する歳入歳出、教育部の所管に属する歳出、第4条 債務負担行為の補正のうち、高齢者生きがい活動センター指定管理料、中央コミュニティ・

センター指定管理料、保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業、医療的ケア派遣手数料、放課後児童支援員補助人材確保事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 地域ふくし課長　それでは、議案第114号　令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）について、地域ふくし課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の130ページ、131ページの中段をお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は102万5,000円でございます。

内容につきましては、131ページの説明欄、人件費等から133ページの生活困窮者自立相談支援事業までとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑もないようでありますので、続いて介護保険課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 介護保険課長　それでは、令和7年議案第114号　令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）につきまして、介護保険課の所管部分を御説明いたします。

歳出について御説明申し上げますので、132ページ、133ページ中段をお願いいたします。

3款1項2目介護保険費でございます。補正予算額は2,864万2,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてふくし支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 ふくし支援課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

議案書の112ページ、113ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段、15款1項1目3節生活保護費負担金、右側説明欄、生活保護医療扶助費負担金ほか1項目でございます。

続いて、132ページ、133ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の3款1項3目障害者福祉費で、補正予算額は310万3,000円でございます。

右側説明欄、人件費等、はねていただきまして、135ページ上段、障害者支援区分認定審査事業、その下、自立支援給付事業でございます。

次に、142ページ、143ページの下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費、補正予算額9,552万4,000円でございます。

右側説明欄、生活保護事業、その下、被保護者就労支援事業でございます。

該当箇所の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 143ページにあります生活保護事業の生活等扶助費の増額について伺いますが、提案理由の説明のときに物価上昇に伴う特例加算の増額分も入っているということだったんですけれども、その経緯と今回の増額の内容について説明してください。

○ふくし支援課長 経緯でございますけれども、令和5年から令和6年度の臨時的、特例的な対応は令和4年に定められまして、その措置から一定期間が経過したところでございます。その間も物価、賃金などが上昇基調にござい

まして、消費が緩やかに増加していることを考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和7年から令和8年度も臨時的、特例的な措置が実施されるということを国のほうでうたっております。

中身としましては、令和7年4月から9月までの6か月間については、特例加算として受給者1人当たり1,000円、令和7年10月から令和8年3月までの6か月間に関しては、同様に特例加算として1人当たり1,500円というような内容でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の134ページ、135ページをお願いいたします。

中段でございます3款1項4目社会保障費の人件費等と保険推進事業に係る共済費、後期高齢者医療支援事業に係る共済費、国民年金事業に係る共済費でございます。

少しはねていただきまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

中段でございます3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業に係る共済費でございます。

以上、全て人件費の補正でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて教育部生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の136ページ、137ページをお願いいたします。

136ページ上段、3款1項5目学習等供用施設費で、補正予算額は130万円でございます。

はねていただきまして、170ページ、171ページをお願いいたします。

170ページ中段、10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は106万6,000円の減額補正でございます。

その下、10款4項2目文化交流費で、補正予算額は10万円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　それでは、教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の説明をさせていただきます。

164、165ページをお願いいたします。

下段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は383万1,000円でございます。

はねていただきまして、166、167ページをお願いいたします。

下段の10款1項2目教育環境費で、補正予算額は35万3,000円の減額でございます。

はねていただきまして、168、169ページをお願いいたします。

中段の10款2項1目小学校費で、補正予算額は12万4,000円の減額でございます。

はねていただきまして、170、171ページをお願いいたします。

上段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は4万7,000円の減額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 167ページの中段にあります就学指導事業で、医療的ケア児の看護のために看護師を3人派遣していかれるということで、人材派遣の債務負担行為なんですけど、来年度から入学されるお子さんが医療的ケア児ということなんですけれども、そうすると、ずうっとこの先もというか、就学していかれるわけなんですけど、財源というのは、国・県とかからの支援というのは見込めるものなんでしょうか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 国庫が3分の1ということで充てられます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管の補正予算につきまして、該当箇所の説明をさせていただきます。

172ページ、173ページをお願いいたします。

下段、10款5項2目学校給食費で、補正予算額は2,759万4,000円の減額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課所管の補正予算につきまして、該当箇所を御説明させていただきますので、議案

書の172ページ、173ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額5万3,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて健康こども部こども未来課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 それでは、こども未来課が所管いたします補正予算の該当箇所につきまして御説明させていただきます。

議案書の108ページ下段をお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正、上から4段目、保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業でございます。

次に、歳出でございます。

136、137ページをお願いいたします。下段をお願いいたします。

3款2項1目こども保育費、補正予算額は8,556万8,000円の減額でございます。

内容につきましては、137ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。人件費等から141ページ上段の母子・父子家庭自立支援給付事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 では、子育て支援課所管の補正予算の該当箇所につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の108ページの下段をお願いします。

第4表 債務負担行為補正の一番下でございます。放課後児童支援員補助人材確保事業でございます。

放課後児童支援員補助人材確保事業に係る債務負担行為で、期間は、令和7年度から令和8年度、限度額は2,307万9,000円でございます。

次に、歳入でございます。

議案書の112ページ、113ページの下段をお願いします。

21款5項2目11節雑入、右側説明欄の子育て支援課分は、有料広告掲載料でございます。

続いて、その下の段、21款5項3目1節過年度収入、右側説明欄の令和6年度分出産・子育て応援交付金国庫負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、140ページ、141ページの上段をお願いします。

3款2項2目子育て支援費、補正予算額は470万5,000円の減額でございます。

内容につきましては、141ページ、説明欄の上段、人件費等から143ページ上段の児童館活動事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、166ページ、167ページの最下段をお願いします。

10款1項3目放課後児童費、補正予算額は19万9,000円の減額でございます。

内容につきましては、167ページ、説明欄の最下段、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）の共済費でございます。

次に、1枚はねていただきまして、168ページ、169ページの上段をお願いいたします。

放課後児童支援員補助人材確保事業は、繰り返しになりますが、放課後児童支援員補助人材確保事業に係る限度額2,307万9,000円の債務負担行為をお

願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　169ページの上段の債務負担行為、放課後児童支援員補助人材確保の債務負担なんですけれども、これで令和7年度中に人材派遣業者の入札を行って契約をするということで、新年度の何月から勤務開始可能になりそうなのでしょうか。

○子育て支援課長　今回の債務負担行為をお認めいただきましたら1月頃に契約行為を始めまして、通年の方に関しましては4月1日から、夏休み限定の方は当然夏休みからになりますけれども、そういったふうに勤務をしていただく予定でございます。

○掛布委員　4月1日から勤務開始ということは、これまでの遅れに遅れて夏休み直前しか来てもらえないというのを改善になると思うんですけども、これで人材派遣が何年目かはちょっと覚えていないんですけども、3年目、4年目ぐらいになるかと思うんですけど、これまで派遣で来ていただいた補助員の方のうち、市の直接雇用のほうに転換していただけた方というのはいらっしゃるわけなのでしょうか。

○子育て支援課長　人材派遣の方、今働いていらっしゃる方に、直接市の職員がお声がけして支援員のほうになってくれないかということはちょっとできないんですけども、当然支援員の募集があるよということは情報としては流しますので、それに対して申し込んだ方はたしか見えたと思います。

○掛布委員　これまでの毎年毎年の人材派遣の契約の受けた契約先というのは、毎年同じ派遣会社なのでしょうか、それとも年度年度で違う派遣会社に変わっていつているわけなのでしょうか。

○子育て支援課長　毎年これは入札をする形になりますけど、結果的には同じ会社の方が連続して落札していらっしゃいます。

○掛布委員　人的には同じ方が派遣されてきて、ちょっとは慣れた方がまた来ていただけたなという、そんなようなことは希望的にないのでしょうか。

○子育て支援課長　もちろん同じ会社が落札した場合は、結果的にですけど、

人材派遣会社の方も同じ方に声をかけるケースが多いようでございます。こちらとしても同じ方が来ていただいたほうが、練度というか慣れていらっしゃる方がお見えになるので助かると思っておりますので、できればそういうふうな形にしてくれないかということは要望することはございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、健康づくり課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書の112、113ページをお願いいたします。

中段にございます15款4項3目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金の右側説明欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

その下の16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の右側説明欄、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

144ページ、145ページの上段をお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費で1,149万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

145ページの説明欄をお願いします。

人件費等といたしまして1,357万1,000円の減額補正を、その下、健康推進事業といたしまして6万8,000円の減額補正を、その下、予防接種事業といたしまして22万7,000円の減額を、その下、狂犬病予防事業といたしまして2万7,000円の減額を、その下、母子健康管理事業といたしまして2万9,000円の減額を、その下、母子保健事業といたしまして2万2,000円の減額をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、146、147ページの上段をお願いいたします。

こども家庭センター（母子保健）運営事業のこども家庭センター（母子保健）運営事業で251万1,000円の増額補正と、その下、妊婦等包括相談支援事業で3万7,000円の減額補正を、その下、休日急病診療所維持運営事業の休日急病診療所運営事業で2万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　147ページのこども家庭センターの運営事業の委託料267万7,000円ですけれども、これは利用日数の増加だというふうに聞いておりますけれども、その内容について御説明ください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちら産後ケア事業になりますが、令和7年9月に補正予算として80万円を計上いたしました。9月から10月の間に宿泊型の執行の見込みが、増加が著しくありまして、今回、宿泊型の不足分として267万7,000円を計上するものですが、委託料が2万6,500円に対して101日分追加として利用が増えるといった見込みで、今回補正予算を計上させていただきました。

○石原委員　ありがとうございます。

具体的に、この宿泊型が増加した理由というのは何か分かっていますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　利用が増えた要因の一つに、これまでは窓口での申請受付のみとしておりましたが、8月以降はウェブでの申請を可能とすることにしたことによって、利用申請がしやすくなったといったところが一つの要因と考えております。

また、SNSなどの口コミなどで事業が浸透したといったところと、あと利用料の減免といったところがありまして、安価でサービスの利用を受けられるといったところがあるので増加につながったと考えております。

○石原委員　ありがとうございます。

非常によいことだと思いますので、来年度に向けて、こういうのを踏まえて予算取りをお願いしたいと思いますので、以上でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

午前11時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第114号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第115号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第115号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 それでは、議案第115号につきまして御説明申し上げます。

議案書の183ページをお願いいたします。

令和7年議案第115号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

184ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、185ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

次に、186ページから187ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、188ページ、189ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

2 款 2 項 3 目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金は5,000円の減額でございます。

その下、4 款 3 項 2 目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金は3,000円の減額でございます。

190ページ、191ページをお願いいたします。

6 款 1 項 2 目地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金は4万2,000円の減額でございます。

その下、3 目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金は3,000円の減額でございます。

その下、5 目その他一般会計繰入金は1,838万5,000円の減額でございます。

その下、6 款 2 項 1 目基金繰入金は29万6,000円の増額でございます。

その下、8 款 2 項 2 目雑入は233万1,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

192ページ、193ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目総務管理費の補正予算額は1,776万8,000円の減額でございます。

194ページ、195ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目介護認定審査会費の補正予算額は171万4,000円の増額でございます。

196ページ、197ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目介護サービス等諸費の補正予算額は3,072万9,000円の減額でございます。

198ページ、199ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス等諸費の補正予算額は3,072万9,000円の増額でございます。

200ページ、201ページをお願いいたします。

上段の4 款 2 項 1 目一般介護予防事業費の補正予算額は4万2,000円の減額でございます。

下段の4 款 3 項 1 目包括的支援事業・任意事業費は1万5,000円の減額でございます。

次に、202ページ、203ページをお願いいたします。

6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は30万円の増額でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　197ページに3,072万9,000円の介護サービス給付費の減額があり、それと全く同額分が199ページに介護予防サービス給付費の3,072万9,000円の増額があります。要支援のサービスが増えて要介護サービスの費用が減るといふ、これは令和6年度の決算のときも同じような状況が生じているわけですが、率直に言って江南市の認定審査というのが厳し過ぎるせいでこういうことになっているのではないのでしょうか。

○介護保険課長　今回、介護認定を受けた方の想定の人数は、ほぼ計画どおりではありますが、内容が、要支援と要介護の内訳が要支援の方の伸びが大きかったということにつきましては、今年度が団塊の世代の方が皆様75歳に到達しているということで、人数のピークが75歳ちょっと過ぎた方が多くなっていると考えておりますが、そういった方々が一番初めに要介護にいきなりなるのではなく要支援の方から増えていくというような認識をしております。今回につきましては要支援のほうが想定以上に伸びたというのは、そういった人口的な、75歳過ぎて80歳になるまでの方で要支援に至って、いきなり要介護になる方が想定よりは少なかったのではないかとというような把握をしているところでございます。ですので、要介護の方が要支援になったとか、なかなか要介護にならないということではなく、初めて認定申請したときに要支援になった方が比較的多かったのではないかとこのように考えております。

○掛布委員　そうすると、全く同額の減と同額の増で、何かつじつま合わせがやられているというのがちょっと不可解な予算編成なんですけど、どうして同額の増と減なのでしょう。

○介護保険課長　今回、介護予防のサービス費の伸びが大きく、その内容としましては、福祉用具の貸与、あと通所リハビリ、訪問看護といったところ

の伸びが大きかったものでございます。要介護の方につきましては、訪問介護とかショートステイなどと、あと通所介護の利用が想定よりも少なかったという現状がございました。要支援、要介護になった方で選ばれたサービスが伸びた理由と減った理由というのがそれぞれあったわけですけれども、要支援のほうについては対象者が多かったために、それらの福祉用具の貸与と、あとちょっと医療系の通所リハビリ、訪問看護が伸びたということがございまして、それ以外のサービスについても計画より少し多かったり少し少ないというところで、全体としては不足する部分が今回補正の額とさせていただいています3,072万9,000円でございます。

要介護のほうを見ますと、在宅介護サービスのほうが予定よりも少し減額となっておりますが、それ以外のグループホームや施設の利用については伸びがございまして、トータルで見ますと年度末には96%ぐらいの執行率になるという見込みがございまして、それ以外のものについて、特に減額等のことではなく、今回ちょっと予防のほう伸びた分について補正をさせていただいたということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休 憩

午前11時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第115号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員会審査に関する報告の作成につきましては、正・副委員長に御

一任いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

---

### 行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題とします。

報告書につきましてはタブレット端末に配信しております。

去る10月21日及び22日に東京都武蔵野市、栃木県高根沢町を行政視察しました報告書について御協議をお願いします。

なお、あらかじめ所感については記載するとなっておりましたことから、既に記載してありますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますので、よろしく申し上げます。

---

### 今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして御提案いたしました講師の方と調整がつきましたので御報告させていただきます。

講師につきましては、犬山市教育委員会学校教育課課長補佐の安藤芳和氏及び統括主査兼指導主事の前田博信氏。研修テーマにつきましては、「不登校対策について」。日程につきましては、令和8年1月15日木曜日午後2時から午後3時30分としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

---

## 市民と議会との意見交換会について

○委員長 次は、市民と議会との意見交換会についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、意見交換の対象団体、テーマ等につきまして、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を、本日御報告させていただきます。

日程につきましては、令和8年1月28日水曜日午後1時30分から午後3時。場所につきましては、江南市役所3階第2委員会室。意見交換をする団体につきましては、ジャスミンの会（不登校連絡協議会）。テーマにつきましては「子どもたちが安心できる居場所づくりについて」としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

○大薮委員 これ、学校教育の関係で不登校とかそういったことで、研修等、それからいろいろ今回、視察等もそうですし研修会をやっていくんですけれども、教育現場の方はどこまで研修を聞きにおいでなのか、もし分かれば、僕はこれはやっぱり校長は必ず出席しなきゃいけないと思っていて、こういうものに関しては。どうなんでしょうね、どこまで出席されるのかというのが分かれば教えてもらいたいんですけども。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前11時46分 休 憩

午前11時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

どなたをお呼びするかということや、あるいはどなたが来られるかということについて今後また確認、調整いたしますので、それをまた後日報告させていただきます。

○大薮委員 お願いします。

○委員長 連絡いたします。

ほかに御意見ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、御意見もございませんので、今、大薮委員からいただいた

意見もまた後ほど連絡させていただきます。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましては、正・副委員長で協議して決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのようにさせていただき、後日報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本日は、非常に重要な案件に対しまして、委員の皆様から非常に活発な意見をいただきまして感謝申し上げます。これからも引き続きお願いいたします。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時49分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 牧野行洋